

瀬戸市告示第102号

瀬戸市附属機関設置条例（平成25年瀬戸市条例第17号）の制定により、瀬戸市表彰規程（昭和39年瀬戸市告示第32号）の一部を次のように改正する。

平成25年9月25日

瀬戸市長 増岡錦也

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| (表彰審査) 第14条 <u>被表彰者の適否は、瀬戸市附属機関設置条例（平成25年瀬戸市条例第17号）第2条の規定により設置した瀬戸市表彰審査委員会において審査する。</u> | (表彰審査委員会) 第14条 <u>市長は、被表彰者の適否を審査するため、瀬戸市表彰審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。</u> <u>2 委員会は、委員長及び委員4名をもって組織する。ただし、必要により臨時に委員を増加することができる。</u> <u>3 委員長は、市長をもってこれに充てる。</u> <u>4 委員は、次に掲げる者の中から市長が必要の都度委嘱し、又は命ずるものとする。</u> <u>(1) 副市長の職にある者</u> <u>(2) 教育委員会委員長の職にある者</u> <u>(3) 瀬戸商工会議所会頭の職にある者</u> <u>(4) 瀬戸市社会福祉協議会会長の職にある者</u> <u>(5) その他市長が必要と認める者</u> <u>5 委員は、被表彰者の選考が終了したときをもって、その職を解かれるものとする。</u> <u>6 委員会の議事の手続および運営に関し必要な事項は、委員長が委員会にはかって定める。</u> |

附 則

この告示は、平成25年10月1日から施行する。